

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…

### 公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(同)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
- …(水道局)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………
- …(同)…

### 告示

● 東京都告示第七十二号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条

第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十一年一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成三十一年二月八日(金曜日) 午前十時から

二 公聴会を行う場所 国分寺市市民スポーツセンター 二階 会議室  
 小平市上水本町六丁目二十二番一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当(東京都小平合同庁舎一階)  
 小平市花小金井一丁目六番二十号 電話〇四二(四六四)〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主名 国分寺市戸倉一丁目六番一

建築敷地 小平市上水本町六丁目千五百番二及び同番 十四

地域地区 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準防火地域及び二十五メートル第二種高度地区

工事種別 既存建築物の概要 申請の概要  
 便所ほか 増築

及び用途 休憩所ほか

敷地面積 約二一、四〇一平方メートル 増減なし

建築面積 約一一二平方メートル (合計約一九〇平方メートル)

延べ面積 約一一二平方メートル (合計約一八六平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造  
 ほか ほか

高さ 三・〇四メートルほ 三・八〇メートルほ

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

### 東京都告示第七十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

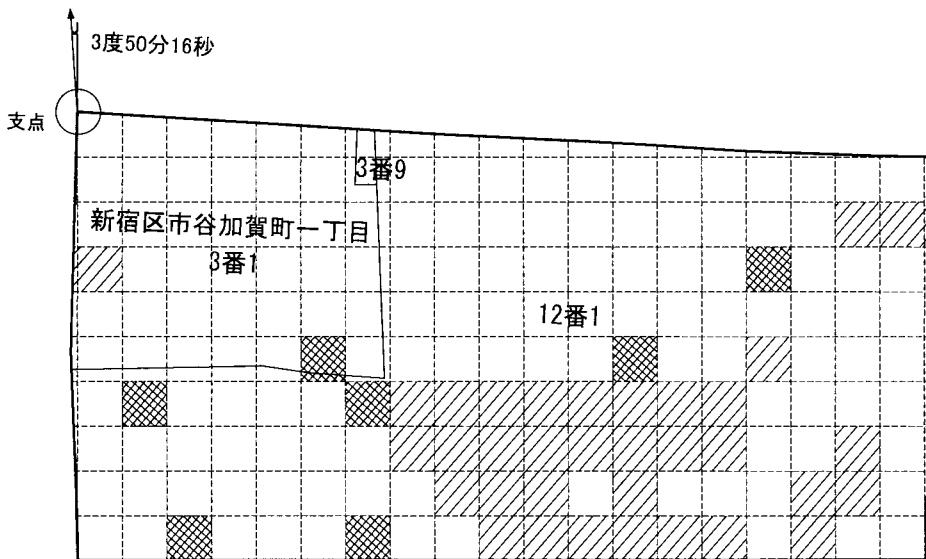
一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷加賀町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時委届出区域  
(平成30年東京都告示第1287号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

二 代表者の氏名

吉田 恒雄

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原一丁目四十五番十号 K T スクエ

ア一四B号室

四 更新された認定の有効期間

平成三十年七月八日から平成三十五年七月七日まで

一 名称

特定非営利活動法人病気の子ども支援ネット遊びのボ

ランティア

二 代表者の氏名

坂上 和子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区若松町十番一号 Y S ビル三〇二号室  
更新された認定の有効期間  
平成三十年七月十九日から平成三十五年七月十八日まで

四

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市日向和田三丁目七百番

二の二番一、同番二地先、七百

二番一、同番二の二番一、七百

三番一、七百九番、七百十番

一及び七百十一番一

あきる野市野辺字出口五百三

十二番一

練馬区石神井町二丁目二十

六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供

する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)フレスポひばりが丘

二 店舗所在地 西東京市谷戸町二丁目三千二十番四十六ほか

三 設置者名 大和リース株式会社

四 設置者住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 平成三十一年九月二十七日

七 店舗面積の合計 二千四百八十五平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 九十三台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百六十六台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北西側 九十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十六・二〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南東側</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十七 届出日 平成三十年十二月二十日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>十九 縦覧期間 平成三十一年一月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するように提出してください。 平成三十一年一月二十八日</p>					
<p>一 店舗名 アトレヴィ大塚</p>	<p>二 店舗所在地 豊島区南大塚三丁目三十三番一号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十七名</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十七名</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ロック・フィールドほか二名</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フィールド)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フィールド)ほか</p>	<p>十二 変更日 平成三十年八月二十日ほか</p>	<p>十三 届出日 平成三十年十二月二十日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>
<p>十五 縦覧期間 平成三十一年一月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。 平成三十一年一月二十八日</p>	<p>東京都水道局長 中 嶋 正 宏</p>	<p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p>	<p>八七九四 福德工業 福井 能弘 三鷹市大沢四丁目十六番三十八一 九日</p>	<p>五二六 有有限会社 音喜多 誠 北区王子本町二丁目八番八号 同日二十</p>	<p>九六二四 山崎工業 山崎 恒典 江戸川区南篠崎町一丁目十五番二十号</p>	<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について</p>					

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

平成三十一年一月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 休止年月日

八四九七 株式会社 菅原久仁夫 町田市木曾 平成三十

社 町田清掃 東二丁目六 年十一月

二五五二 株式会社 岡部 勝 東村山市恩 同月二十

サンキュ 多町二丁目 二日

ウヘルス 二十番地七

ライフ

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001